

第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、

第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会を（以下、「委員会」という。）置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討

(2) その他庁内における「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は保健予防課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 検討部会の会議は、委員長が招集し、会議を行う。

4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

附 則 (平成26年6月1日平成26年障第1562号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月1日平成26年障第3503号)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日平成26年障第4540号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

局・部	委員	局・部	委員
市長公室	危機管理課長	経済部	商工振興課長
	広報課長		消費生活課長
	国際交流室長	都市計画部	都市計画課長
企画財政部	政策企画課長	都市整備部	都市整備課長
	財政課長		公園緑地課長
総務部	総務課長	道路部	道路管理課長
	職員課長		道路建設課長
市民生活部	市民協働課長		建築部
	国民年金課長	建築指導課長	
	市民安全推進課長	住宅政策課長	
健康部	健康政策課長	消防局	警防課長
	健康増進課長	管理部	教育総務課長
	国民健康保険課長		施設課長
保健所	保健予防課長	学校教育部	学務課長
福祉サービス部	地域福祉課長		指導課長
	高齢者福祉課長		保健体育課長
	介護保険課長		総合教育センター所長
	包括支援課長		生涯学習部
	障害福祉課長	文化課長	
子ども政策課長	生涯スポーツ課長		
子育て支援部	児童家庭課長	選挙管理委員会事務局	次長
	保育課長	議会事務局	庶務課長
	保育施設整備課長	医療センター事務局	総務課長
	児童育成課長		
	療育支援課長		